

過労死・ハラスメント等から 自分を守るための 知識を身につける!



令和6年度 厚生労働省委託事業

働くことについて考える授業

(学校への講師派遣支援事業)

啓発授業のご紹介

昨今、「過労死」をはじめとした労働条件などに関する問題が大きく取り上げられるなど、社会的にもその関心が高まっています。厚生労働省では生徒・学生等に対して、労働問題や労働条件の改善など働く際のルールについて理解を深めてもらえるよう、労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として学校に派遣し、啓発授業を実施しております。

仕事による過労から命を落としたり健康を損なうことは、ご本人はもとより、そのご家族にとっても計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失であり、こうした事態を何としても防いでいかなければなりません。これから社会に出て行く生徒・学生がこうした労働問題について理解を深め、自分を守るための知識を身につけられるよう、本授業を是非ご活用ください。

例えば

社会科、法教育や道徳教育など主体的・対話的で深い学びの1コマとして
就活生に、自分を守る「働くルール」を身につけさせる講座として
現実を肌で感じ、自分らしい生き方を実現するキャリア教育の一環として

ご活用いただけます。

● **派遣対象**：中学校、高等学校、専修学校および大学、短期大学

● **実施期間**：令和7年3月中旬までの間

※貴校のご希望と講師スケジュールを調整の上、決定致します。

※予定派遣数に達した場合には、実施期間中であっても受付を終了することがあります。

※本事業は令和7年度以降も継続実施予定です。令和7年度の派遣ご依頼についてもご連絡ください。

● **実施場所**：貴校内、または貴校の指定した会場

※オンラインでの授業も実施可能です。

● **実施時間・授業内容**：貴校のご要望に応じて決定します。

● **対象人数**：不問

※学年毎から全校生まで、学年・クラス数は問いませんが、予算には限りがありますのでできるだけ学年単位・学校単位でお願いします。(上限3コマ)

● **授業用DVD**：貸し出し可能

※講義内容を収録したDVDの貸し出しも可能です。

● **講師派遣費用**：無料

◎ 授業の実績として広報物等に学校名を記載することがあります。予めご了承ください。

啓発授業の実施例 ～中学校・高等学校～

中学

実施校：名古屋市立黄金中学校 科目：社会科公民

労働問題を自分ごととして受け止めるきっかけに



3年生公民と2年生総合学習の時間を利用して実施させていただきました。ご遺族の方のお話は大変貴重な機会となり、自分ごととして受け止めた生徒が多数いました。弁護士さんの講義は、中学生には少し難しい話になるかなと考えていましたが、クイズ形式を取り入れていただくなど、法律やワークルールについて分かりやすくご説明いただき、生徒も興味を持って聞いていた様子でした。

労働問題については、テレビや新聞で目にする機会が増えてきていることもあり、年々生徒の関心が高くなってきているように感じます。時間の制約が大きいです。他の中学校にもこのような取り組みが広まっていけばと感じています。

高校

実施校：正則高等学校 科目：家庭科

「命と暮らしを守ること」を考える



「命と暮らし」を守ることをテーマとして、玉木一成弁護士とご遺族の工藤祥子さんにご来校頂きました。玉木弁護士のお話は、生徒たちの素朴な質問から他国の労働問題にも広がり、生徒たちは引き込まれていました。工藤さんの、ご家族当事者としてのお話は、生徒たちにリアルに響き、自分事として考えていました。初めは弁護士の方という近づきにくいイメージがあり、またご遺族の方には質問をしては申し訳ないのではないのか、という緊張があったそうです。しかし、親しみやすいお2人の人柄に質問が次々と出て、終了後には残って質問をしている生徒の姿もありました。「労働問題」は、誰もが必ず直面する問題です。今回は、家庭科の「生涯の生活設計」で扱いましたが、「キャリア教育」「主権者教育」としても位置づくと思います。

高校における活用事例

過労死防止啓発授業『はたらくことのリアルに迫る』

東京学芸大学附属高校(公民科)の取り組みと成果

労働経験の少ない生徒たちに実感をもって働くことを考えてもらい、「自己と向き合い、他者とつながる中で、より良い未来にしたいと願う市民性」を養いたい。そうした願いから東京学芸大学附属高校では、川人博弁護士とともに過労死防止啓発授業『はたらくことのリアルに迫る』を実践しています。

身近な働く人へのインタビュー&レポート

～身近な働く人の話や言葉から労働問題を「現実化」する～

生徒が親や兄姉、親戚など身近な働く人から、「子どもとの約束があるから今日は会社休みますと言ったら、許される職場ですか?」「職場でパワハラを見たりしたことはありますか?」といった話を聞き取り、それをレポートにまとめることを課題としています。

ある男子生徒は父親へのインタビューを次のようにレポートしました。

働き方改革で最近、残業が減ってきていると話してくれました。また、自身も若い頃にパワハラを受けたことがあると言いました。この話を聞いた時は緊張しました。内容は、まだ僕が生まれたばかりの頃です。母の育児を手伝う必要があったので「早く帰りたいです」と上司に言ったところ、「そんなだったら会社を辞めろ」と言われたそうです。頭にきた父が「じゃあ退職を考えます」と言ったら、上司はうろたえて「考え直せ」と言ったそうです。この時の体験を通して父は自分の意見を主張することがパワハラへの解決につながるかと話していました。

現在、父は部長ですがパワハラは起きていないそうです。これを聞いてとても安心しました。父が今はパワハラをされていないというもそうなのですが、万が一にでもパワハラをする側だったら、どうしようという不安がないわけではなかったからです。インタビューで父親が会社でどのような役割をしているのかを聞くことができ素直に嬉しかったです。

「普段はなかなか話題にできない事柄を聞くことができ良かった」との感想は、多くの生徒たちからも寄せられています。

大人自身が等身大の姿で悩みを語る姿をレポートした生徒もいました。

地元の企業に勤めている父には「仕事を辞めたい」「生きるのに疲れた」という時期があった。仕事が終わらず、23時頃に帰ってくることも毎日のようにあった。家族を抱えているという責任などで逃げ道がなくなり、押しつぶされそうになり、「生きることに疲れて」しまうのだろう。家族といるときだけは会社のことを忘れられるような空間を作ることが大事だと思う。

母が父に「無理して会社に行かなくてもいいよ。どうにかなるから」と言っていたのを思い出した。このような心の余裕(逃げ道)を見せるだけでも変化があると感じる。家族を支えるのは家族みんなであると思うことも良いかもしれない。

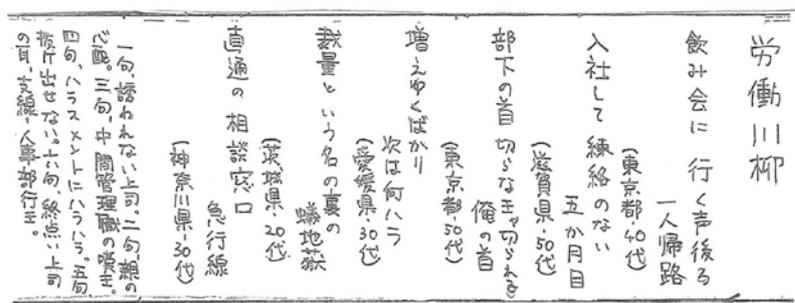
レポートを授業の中で読み合わせて、ニュースで耳にする「長時間労働」が身近に迫る現実であることを共有するとともに、「パワハラを受けた時にはどのように解決するのが良いのだろうか?」などのテーマで、話し合い学習につなげました。

過労自殺を題材にした話し合いとトークセッション

～実際にあった過労自殺事件を題材にしてリアルを学び取る～

教材として『過労自殺第2版』(川人博著/岩波新書)を準備し、その中に書かれている「自ら生命を絶つことしか考えられないほど追い詰められた現実」を読み、生徒同士で話し合います。その上で、川人博弁護士をお招きして、「大切な家族を失った遺族の方と接する上で何か気をつけていることはありますか?」「働き過ぎの父親を過労死から守るにはどうしたら良いですか?」といった質疑応答形式のトークセッションを行いました。

生徒たちが作成した労働新聞の一部を紹介します。



啓発授業の実施例 ～専門学校・大学～

専門学校

実施校：名古屋栄養専門学校 科目：オリエンテーション

身近な問題からワークルールを学ぶ

初めての取組となりましたが、非常に有意義な事業であると思います。授業は弁護士の先生のみで実施していただきましたが、身近な問題であるアルバイトについて、具体的な参考例が学生には反応も良く、労働問題について考えるきっかけとなりました。また、スライドとテキストが同じで、終了後にも確認できて良いとの意見もありました。

受講した学生は2年生が主体だったので、社会人になる目前にブラックバイト被害や過労死を防止するためのワークルールを学ぶことができ、大変貴重な機会になったと感じています。

遺族のお話はメッセージ動画での対応となりましたが、お話に引き込まれ真剣に聞いている様子で、学生は考えることも多くあったようです。

大学

実施校：東京外国語大学 科目：社会学

命より大事な仕事はない



中原のり子さん(東京過労死を考える家族の会)と大久保修一弁護士にお越しいただき、過労死の深刻な実態、命と健康の守り方、そのためのワークルールの重要性についてお話いただきました。「命より大事な仕事はない」という中原さんの言葉には強く心を打たれたようで、学生たちはじっと耳を傾けていました。「励まされた」「元気が出た」「ルールは自分たちがつくるものだということが分かった」という感想がいくつも寄せられ、お二人のお話にじかに触れることで、学生たちは、労働問題へと向き合う姿勢を肌で感じたように思います。

加えて資料の印刷や講師との調整を運営事務局が担ってくださることも大変助かりました。

対象とする授業教科とその内容

「働き過ぎて命を失う」ことは、身近な問題として誰にでも起こりうること
 こうした労働問題に巻き込まれないためにはどう考えて行動すればよいのか

- 社会科（公民的分野）（雇用と労働条件の改善、基本的人権の尊重 等）
- 総合的な学習の時間
- 公民科「公共」（職業選択、雇用と労働問題 等）
- 家庭科（家庭生活と職業生活、家計と経済 等）
- 総合的な探究の時間
- ホームルーム活動を始めとする特別活動
- キャリア教育
- 進路ガイダンス等（働き方・ワークルールなど将来を見据えた指導）
- 人権、道徳、労働法に関する教育

授業教科の内容（タイムスケジュール）例

実施例①（50分version）

5分	冒頭挨拶 （自己紹介、事業趣旨説明）
20分	遺族の講話（当事者のお話） （過労死遺族としての体験、社会に出る前 に労働に関する知識を身につける大切さ）
20分	弁護士による解説 （長時間労働の危険性と法規制）
5分	質疑応答

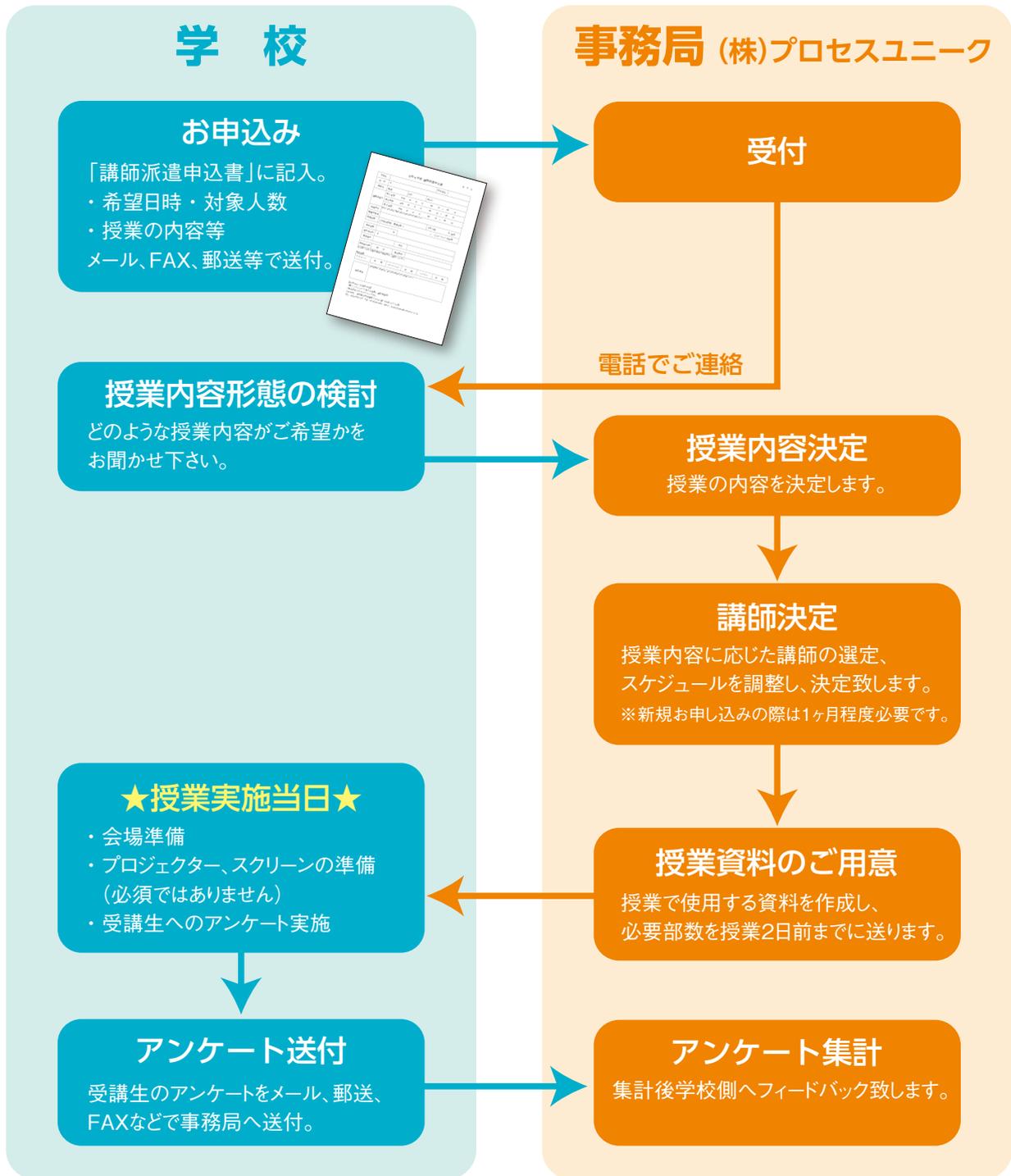
実施例②（90分version）

10分	冒頭挨拶 （自己紹介、事業趣旨説明）
20分	遺族の講話（当事者のお話） （過労死遺族としての体験、社会に出る前 に労働に関する知識を身につける大切さ）
50分	弁護士による講義（ワークルール解説、 過労死事例、ブラックバイトについて等）
10分	質疑応答

※授業時間・内容は、学校の都合にあわせて調整が可能です。

これから社会に出て行く生徒・学生が労働問題や労働条件の改善等について理解を深め、
 自分を守るための知識を身につけられるよう、労働問題に関する有識者（弁護士・社会保険
 労務士等）や過労死で亡くなられた方のご遺族を講師として学校に派遣し、授業を行います。

授業を実施するまでの流れ



お気軽にお問い合わせください。

〈申込み・問合わせ先〉

TEL: 0120-970-137 FAX: 03-6264-6445

厚生労働省委託事業「働くことについて考える授業」運営事務局 (株)プロセスユニーク内)

〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目4番14号 HBC GINZAビル12F

E-mail: koushihaken@p-unique.co.jp ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04730.html

厚労省 啓発授業

